

小千谷市バリアフリー基本構想（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について

1. パブリックコメント実施状況

（１）意見募集の期間 令和6年11月28日（木）～12月25日（水）

（２）意見募集の結果 提出状況 3件

2. 意見の概要と考え方

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	19 ページ 20 ページ	<p>課題4 心のバリアフリーの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者、親子連れや外国人等」の対象者に「認知症当事者とその家族」も加えてもらえるか。 ・「高齢者、障がい者等」の対象者に「認知症当事者」も加えてもらえるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この計画で定義している「高齢者・障がい者等」には、認知症の方も対象に含んでいますので、3ページの「1-1 基本構想とは」に以下の説明文を追加します。 ・なお、「高齢者、障がい者等」には、高齢者、障がい者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障がい者）のみならず、認知症当事者、妊産婦、けが人及びそれらの家族等が含まれます。 	有
2	26 ページ	<p>4-2-4 教育啓発特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1点目「小中学校、高等学校における認知症サポーター養成講座実施などによる認知症の理解促進」を加える。 ・3点目「横断歩道の道路標示の改修声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」…の文面に「希望をかなえるヘルプカード」を加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この計画で定義している「高齢者・障がい者等」には、認知症の方も対象に含んでいますが、個別具体の例を全て列記することはできないため、1点目については修正せず、3点目の、横断歩道の道路標示の改修声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及促進に、その他の制度を想定して「等」を付記することとします。 	有
3	23 ページ	<p>■目標年次の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期の欄では始期が令和12（2030）年度～となっているが、令和12年度までは何もしないと捉えられてしまうのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、特定事業者において先行して事業を実施することは差し支えないことから、始期を記載しないこととします。 	有